

23215

愛知県

犬山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
犬山市企業再投資促進補助金交付要綱	H24.9.1	【補助対象事業者】 20 年以上市内に立地する工場等を有する企業で、工場又は研究所の新増設等を行う企業 【対象分野】 次世代自動車関連分野(自動車を含む)、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信分野、ロボット関連分野、又は企業立地促進法に基づく東尾張基本計画の指定集積業種の分野。 【交付要件】 (1) 中小企業及び中堅企業 ・固定資産取得費用(土地を除く)が1億円以上であること ・25 人以上の常用雇用者を維持すること ・市税の滞納がないこと (2) 大企業及びみなし大企業 ・固定資産取得費用(土地を除く)が 25 億円以上であること ・50 人以上の常用雇用者を維持すること ・市税の滞納がないこと ※いずれも愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されていること	・中小企業及び中堅企業の場合、固定資産取得費用(土地を除く)の 10%以内 ・大企業及びみなし大企業の場合、固定資産取得費用(土地を除く)の 8%以内 ・限度額4億円 ※上記には、愛知県新あいち創造産業立地補助金による支援分を含んでいます。
犬山市企業立地支援条例	H25.7.2	【補助対象事業者】 特定区域に工場等(物品の製造、開発、加工、修理又は流通の用に供される施設及びこれに附帯する施設)を立地する企業	土地及び家屋に係る固定資産税(償却資産を含む)相当額を3年間